

## **第1条<会の目的>**

本会は、「クリスチャンセレモニークラブ（C.C.C）」の趣旨に賛同し  
入会した会員等のご葬儀における経済的・精神的負担を軽減することを  
目的とし、キリスト教らしい葬儀を誠実に施行し、費用の軽減・式場の  
設営・その他各種サービスを提供することにより利便を図り、会員の信  
仰と希望を愛とを分かち合い、より豊かで安心の出来る生活を相互扶助  
することを目的とします。

## **第2条<名称と事務局の所在>**

本会は、その名称を「クリスチャンセレモニークラブ（C.C.C）」とし  
ます。事務局は株式会社さいわい企画内とする。〒458-0815 名古屋市  
緑区徳重一丁目 1102 番地株式会社さいわい企画内 052-893-7323

## **第3条<入会の手続き>**

1. 入会の申込は、生前相談の申し込み、葬儀のご依頼をもって同時  
入会とし必要事項の届出をしていただきます。

## **第5条<特典提供の諸条件>**

1. 特典を受ける際の諸条件は、別に定める「クリスチャンセレモニークラブ（C.C.C）」の特典によるものとします。
2. その他のサービスとの併用については、適用されないものとします。

## **第5条＜変更事項の届け出＞**

1. 会員は、入会申込書に記載した事項（住所等）に変更が生じた時には、速やかに窓口に変更事項を届け出るものとします。
2. 会員が通知しなかった時には、本会が把握している最後の住所地に通知したことにより到達したものとします。

## **第8条＜入会申込の撤回＞**

入会申込者には一切負担なく、申し込みの撤回ができます。

## **第9条＜個人情報の共有＞**

葬儀施行する場合は、加入時の個人情報を株式会社さいわい企画及び必要な施行下請け関係業者が共有することになります。

## **第10条＜中途解約＞**

1. 会員は、会員契約を解約することができます。解約手数料はかかりません。但し、銀行振り込み等の手数料については会員ご負担となります。
2. 一括払い予約金や解約時まで積立金は全額返金されます。
3. 但し、返金お手続き完了まで2週間程度の猶予を頂くことがあります。

## **第 11 条<反社会的勢力の排除>**

当社は、会員が暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。）に該当することが判明した場合には、入会できません。またすでに会員の場合、何らの催告をせず、会員契約を解除することができるものとします。

## **第 12 条<規約改定>**

当社は、随時本規約を改定することができるものとします。但し、改定があった場合は遅滞なく当社のホームページ上に開示するものとします。

## 第 13 条 <協議解決>

本規約に定めのない事項および疑義が生じた時は、誠実に協議解決するものとしします。

### 「クリスチャンセレモニークラブ (C.C.C)」の特典について

---

1. 「クリスチャンセレモニークラブ (C.C.C)」の会員資格は、葬儀でのご利用後も失効いたしません。
2. 会員の特典使用は、加入者本人のみならず、本人から譲渡を受けることで、家族、親族でもご使用できます。
3. 特典については都度サービスの変更があります。また、期間限定サービス等は「さいわい通信」やホームページで告知します。